

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に係わる実施方針等に対する意見への回答

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	意見事項	意見回答
1	実施方針	28						添付資料 4	物価変動リスクについて、※3に一定割合を超えた場合には費用を見直すとありますが、薬品費など特に物価変動が大きい費用については、公知の物価指数（インデックス）では価格をカバーできない場合があります。このような費目については、定期的な見直し以外に臨時協議の場を設定頂くとともに、物価変動に対する実勢価格に基づき弾力的に費用を見直し頂きますようご考慮をお願いいたします。	実施方針に記載のとおりとします。
2	要求水準書（案） 設計・建設業務編	19	2	1	(5)			処理機能の確保	性能保証事項として「設計時の処理工程別処理機能（処理工程別水質）を確保する」との記載がありますが、水質の性能は水量・水質の変動に対し処理工程全体で維持するもので、工程別の水質を性能保証事項とすることは困難です。性能保証事項としては第1章第4節1「排水に関する基準値」に留めて頂くようお願いいたします。	要求水準書(案)のとおりとします。 性能保証事項の「処理機能の確保」については、保証期間中において変動する水量・水質に対して、処理工程別の水質が常に維持されていることを保証するものではなく、施設の竣工に向けて実際に納入した設備が、設計で計画した処理機能を確保していることを確認するものです。また、性能試験にあたっては、原水が著しく計画水質と異なる場合等には、原則として機能検査等の検査結果などにより確認することとしており、性能保証事項として特別に困難な項目ではないと考えます。 なお、要求水準書(案)に記載のとおり、保証期間中において、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、試験要領書を作成したうえで、性能確認試験を行っていただきますが、所定の性能及び機能を確認できない場合には、建設事業者の責任において速やかに改善することを求めます。
3	要求水準書（案） 運営維持管理業務編	14	2	3	4	2)		事業実施計画書策定に関する業務	「初年度を除き、毎事業年度の6 月末日までに、翌事業年度における事業実施計画書を提出」とありますが、初年度以外では、4月の業務開始からわずかな期間しかなく、当該年度の処理状況や定期修繕計画等を踏まえた修正・検討の期間も必要となることから、6月末日からの延長を希望します。	ご意見を踏まえて検討します。詳細については入札説明書等で示します。